

「日本遺産 (Japan Heritage)」認定・評価実施要項

平成27年4月16日
文化庁長官決定
平成28年4月25日
一部改正
平成30年4月17日
一部改正
令和3年4月9日
一部改正
令和4年12月23日
一部改正

第1章 総論

(趣旨)

第1条 文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域が主体となって総合的な整備・活用を行うとともに、国内外への戦略的な情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めていくことが求められる。そこで、各地域の創意工夫によってこれらの取組を進めるための有効な方策である「日本遺産 (Japan Heritage)」及び「候補地域」の認定並びにその取組状況等の評価につき、実施に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 「日本遺産 (Japan Heritage)」(以下「日本遺産」という。)とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁長官に認定されたものをいう。
2 「候補地域」とは、日本遺産として認定する候補となり得るストーリーを有する地域として文化庁長官に認定されたものをいう。

(日本遺産審査・評価委員会)

第3条 日本遺産及び候補地域の認定、日本遺産の認定を受けた地域(以下「日本遺産地域」という。)及び候補地域に対する評価等を行うため、「日本遺産審査・評価委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

第2章 候補地域

(候補地域の認定の申請)

第4条 市町村は、別に定めるところにより、都道府県又は都道府県教育委員会を経由して、候補地域の認定を文化庁長官に申請することができる。
2 ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は当該市町村(その区域内に当該ストーリーを構成する上で不可欠な文化財が所在しているものに限る。)の連名で申請を行うこととする。ただし、都道府県が管下の市町村(申請者)間の連絡調整等を行う場合は、当該都道府県が当該市町村に代わって申請者となることができる。

- 3 第1項の申請にあたっては、ストーリー、ストーリーを構成する市町村及び文化財、地域活性化準備計画その他の別に定める書類を提出しなければならない。
- 4 地域活性化準備計画の期間については、3年とする。

(候補地域の認定)

- 第5条 委員会は、前条の申請を受けて、候補地域として認定すべき地域について、次条に掲げる審査の基準に基づき、地域的なバランスやストーリーの多様性も考慮して審査を行い、当該審査の結果を文化庁長官に報告する。
- 2 文化庁長官は、前項の報告を踏まえ、候補地域の認定を行う。
 - 3 文化庁長官は、認定されなかった候補地域の申請者に対して、翌年度以降の申請に当たって、申請者が留意すべき改善点を通知することができる。

(候補地域の認定に関する審査の基準)

- 第6条 候補地域の認定に関する審査の基準は次のとおりとする。
- (1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
 - (2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像（ビジョン）と、その実現に向けて候補地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること。
 - (3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されることが見込まれること。

(認定内容の変更)

- 第7条 候補地域の認定を受けたストーリー、地域活性化準備計画その他の内容を変更する場合は、文化庁長官の認定を受けなければならない。

(申出に基づく認定取消し)

- 第8条 候補地域の認定を受けた者は、やむを得ない事情により、地域活性化準備計画に掲げる目標及び事業等の達成が困難であると認められる場合には、文化庁長官に対して認定の取消しを申し出ることができる。

(総括評価)

- 第9条 候補地域の認定を受けた者は、それぞれの地域活性化準備計画の計画期間の終了年度に、当該計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況等について文化庁に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前項の報告を踏まえ、それぞれの地域活性化準備計画に関する総括的な評価（以下「総括評価」という。）を行い、候補地域として認定を継続することが適当ではないものについて、文化庁長官に報告することとする。
 - 3 文化庁長官は、前項の報告を踏まえ、候補地域の認定を取り消す。

(新たな地域活性化準備計画の提出)

- 第10条 候補地域の認定を受けた者は、地域活性化準備計画の計画期間の終了年度に、翌年度を始期とする新たな地域活性化準備計画を作成し、文化庁に提出しなければならない。ただし、次条に定める日本遺産の認定の申請を行う場合は、この限りではない。
- 2 委員会は、前項の提出を受けて、第6条に掲げる審査の基準に基づき、候補地域としての認定を継続することが適当かについて、地域的なバランスやストーリーの多様性も考慮して審査（以下「継続

審査」という。)を行い、当該審査の結果を文化庁長官に報告する。

- 3 文化庁長官は、前項の報告を踏まえ、候補地域として認定を継続することが適当ではないとされたものについて、候補地域の認定を取り消す。ただし、文化庁長官は、認定を取り消そうとするときは、候補地域の認定を受けた者に対し、提出した地域活性化準備計画を修正し、再度、前項の審査を受ける機会を与えなければならない。

第3章 日本遺産

(日本遺産の認定の申請)

第11条 候補地域の認定を受けた者は、地域活性化準備計画の計画期間の終了年度に、日本遺産の認定を文化庁長官に申請することができる。ただし、日本遺産の認定を受けることができなかつた者が、再度、日本遺産の認定を申請するにあたっては、地域活性化準備計画の計画期間の終了年度かどうかにかかわらず、翌年度を始期とする新たな地域活性化計画を作成し、文化庁に提出しなければならない。

- 2 第4条及び第5条の規定は、前項の申請に準用する。この場合において、「候補地域」とあるのは、「日本遺産」と、「地域活性化準備計画」とあるのは、「地域活性化計画」と読み替えるものとする。
- 3 地域活性化計画の期間については、6年とする。ただし、第16条の規定による1回目の日本遺産としての継続審査を受けるにあたって作成する地域活性化計画の期間は、3年とする。
- 4 日本遺産の認定を受けることができなかつた者については、第1項の申請をもって、前条第1項の提出があったものとみなす。

(日本遺産の認定に関する審査の基準)

第12条 日本遺産の認定に関する審査の基準は次のとおりとする。

- (1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
- (2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像（ビジョン）と、その実現に向けて日本遺産地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること。
- (3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること。

(認定内容の変更)

第13条 日本遺産の認定を受けたストーリー、地域活性化計画その他の内容を変更する場合は、文化庁長官の認定を受けなければならない。

(申出に基づく認定取消し)

第14条 日本遺産の認定を受けた者は、やむを得ない事情により、地域活性化計画に掲げる目標及び事業等の達成が困難であると認められる場合には、文化庁長官に対して認定の取消しを申し出ることができる。

(総括評価)

第15条 日本遺産の認定を受けた者は、それぞれの地域活性化計画の計画期間の終了年度に、当該計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況等について文化庁に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告を踏まえ、総括評価を行い、日本遺産として認定を継続することが適当ではないものについて、文化庁長官に報告することとする。

3 文化庁長官は、前項の報告を踏まえ、日本遺産の認定を取り消す。

(新たな地域活性化計画の提出)

第16条 日本遺産の認定を受けた者は、地域活性化計画の計画期間の終了年度に、翌年度を始期とする新たな地域活性化計画を作成し、文化庁に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の提出を受けて、第12条に掲げる審査の基準に基づき、日本遺産としての継続審査を行い、当該審査の結果を文化庁長官に報告する。

3 文化庁長官は、前項の報告を踏まえ、日本遺産としての認定を継続することが適当ではないとされたものについて、日本遺産の認定を取り消し、又は候補地域に認定する。ただし、文化庁長官は、認定を取り消そうとするときは、日本遺産の認定を受けた者に対し、提出した地域活性化計画を修正し、再度、前項の審査を受ける機会を与えなければならない。

4 委員会は、前項の再度の審査の後、認定を継続することが適当であるとされたものについて、計画期間開始後3年目に、当該計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況等について、中間的な評価を行う。

(重点支援地域の選定)

第17条 文化庁長官は、日本遺産地域の中から、他の地域のモデルとして特に支援すべき地域を「重点支援地域」に選定することができる。

第4章 その他

(取組状況等の報告)

第18条 文化庁は、必要に応じ、日本遺産及び候補地域の認定を受けた者に対し、地域活性化計画及び地域活性化準備計画の進捗状況等の報告を求めることができる。

(実施細則)

第19条 この要項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年12月23日から施行する。